

静岡県公安委員会告示第15号

静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第24条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第25条第2項の規定に基づき公表する。

平成29年2月17日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

- (1) 氏名 榎野 訓裕
- (2) 住所 静岡県静岡市駿河区馬淵一丁目5番16号

2 公表の原因となる事実

標記の者は、暴力団六代目山口組六代目清水一家渡辺組幹部の立場にある暴力団員であり、静岡県内で社交飲食店を経営する事業者から、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、平成25年6月末頃及び平成25年7月31日、現金6万円を2回にわたり受け取り、現金合計12万円の供与を受けたことにより、静岡県暴力団排除条例第18条の規定に違反したことから、同条例第24条の規定による勧告を受けた者であるが、正当な理由なく当該勧告に従わず、静岡県内で無店舗型性風俗特殊営業を経営する事業者から、その行う業務に関し、暴力団の威力を利用する目的であることの情を知って、平成28年1月28日頃から平成28年7月25日頃までの間、前後8回にわたり交付された、現金合計約94万円の供与を受けたものである。